

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第209号）

1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第263号）

平成24年度犀川辰巳治水ダム建設事業貯水池地形図修正業務（以下「当該業務」という。）の特記仕様書で書かれていないことが実際の納品成果として納められており、逆に求められている修正後の平面図成果が納められていないとして、

（1）このような成果品が納品検査に合格した理由のわかる公文書

（2）当該業務で不適切な業務管理をしたとしている監督員や検査員が背任の罪に問われないでいるのか、その理由のわかる文書

2 本件公開請求に対する処分の内容

不存在決定

3 担当課（所）

土木部 河川課

4 異議申立て等の経緯

- | | |
|-------------------|----------------|
| （1）H27.10.8 公開請求 | （4）H30.7.23 諒問 |
| （2）H27.10.22 公開決定 | （5）H31.1.31 答申 |
| （3）H27.11.5 異議申立て | |

5 諒問に係る審査会の判断結果

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審　查　会　の　判　断　要　旨
条例第11条 第2項 (不存在)	<p>（1）当該業務の成果品が検査に合格した理由のわかる公文書</p> <p>異議申立人は、当該業務の成果品が特記仕様書どおりに納められていないとして、こうしたもののが納品検査に合格した理由を記した公文書の公開を求めており、検査に合格し、対価が支払われているのであれば、業務の検査に合格した理由が存在しなければならないと主張している。</p> <p>当該業務の特記仕様書に書かれていないことが実際の納品成果として納められているとの異議申立人の主張については、実施機関の説明によれば、平成30年8月14日付けで当審査会が答申を行った事案【答申第206号（異議申立人の不服申立事案）】。請求内容：当該業務について犀川辰巳治水ダム（以下「本件ダム」という。）から0.15km地点の測量成果のうち横断測量野帳計算書が含まれていないが、測量していないのであれば、その理由のわかる公文書、測量しているのであればその計算書】を指したものである。この中で異議申立人は、成果品の平面図では、本件ダムから0.15km地点で横断測量を行った位置を示す横断図があるにもかかわらず横断測量の測量データが成果品にない（特記仕様書で書かれていない測量成果のない横断図が納められている。）ため、横断測量を行っていないのであれば、地形が大きく変わった地点について測量をしなかったことになり、その旨の打合せが実施された際の文書があるはずであると主張している。それに対し答申では、実施機関の説明によると護岸工事により地形が改変されたところは、左岸の法面部分であり、当審査会が犀川辰巳治水ダム建設事業辰巳ダム建設工事に係る工事完了後の写真を見分したところ、指摘のあった0.15km地点の左岸の法面の勾配は、工事完了後、0.10km地点と0.20km地点と同じような勾配になっていることが確認できることから、0.10kmと0.20km地点で横断測量を実施すれば、0.15km地点の横断測量を実施しなくても貯水容量算出結果に</p>

著しい影響が生じないと考え、0.15km地点の横断測量は実施していないとした実施機関の説明に不自然な点は見られないこと、また、当該業務の仕様書には、成果品について横断測量を測量しない箇所の理由を求める旨の記述が見当たらなかったことから、異議申立人が公開を求める測量をしていない理由のわかる文書が存在しないとした実施機関の主張は、不自然、不合理とは言えないとしている。

次に、当該業務の成果品として求められている修正後の成果品が納められていないとの異議申立人の主張については、実施機関の説明によれば、平成29年12月26日付けで当審査会が答申を行った事案【答申第203号（異議申立人の不服申立事案）】。請求内容：当該業務の測量成果である平面図において等高線の交差した地点の下流側に暗渠の出入り口を示す半円形の記号が書かれしており、出口がどこにあるか確認できる公文書と何の目的で作られた暗渠なのかわかる公文書】を指したものである。この中で異議申立人は、測量成果の平面図に暗渠の出入り口を示す半円形の記号が書かれているのに暗渠構造物を造成した根拠がない（求められている暗渠にかかる成果品が修正後の平面図成果として納められていない。）ことはあり得ないと主張している。それに対して答申書では、異議申立人が測量成果と主張する平面図については、実施機関は、作成途中の図面データを異議申立人の求めに応じ情報提供したものであると説明しており、当審査会が見分した当該業務の仕様書には、異議申立人が依拠している図面データは測量の成果として記載されておらず、県が受領している当該業務の成果品である平面図（PDF）には、異議申立人が主張しているような暗渠とみられる箇所は確認できないことから、工事において、そのような構造物を築造したことはないでの、異議申立人が求める公文書は存在しないと述べている実施機関の主張は不自然、不合理とは言えないとしている。

当審査会で当該業務の成果品を見分したところ、特記仕様書で定められた報告書、平面図（1:2500）及びこれらの電子納品を確認できた。また、当該業務にかかる検査復命書を見分したところ、「設計図書に基づき、成果品を検査したところ、適正に執行しており、業務の完了と認める。」と書かれた完了検査の合格を確認できた。加えて、業務委託の検査において、その過程を記した文書を作成する仕組みはないと実施機関は述べている。以上により、当該成果品は発注者の要求を満たしており、異議申立人が存在すると主張する公文書は作成されていないため、存在しないとした実施機関の主張は、不自然、不合理とは言えない。

（2）当該業務において不適切な業務管理をした監督員や検査員が背任の罪に問われていない理由

異議申立人は、当該業務の成果品が特記仕様書どおりに納められていないとして、特記仕様書に書かれている内容を理解せずに納品検査に合格させたとすれば、監督員や検査員が背任の罪に問われていない理由があるはずであると主張する。

しかしながら、前述のとおり当審査会で当該業務の成果品を見分したところ、特記仕様書で定められた報告書、平面図（1:2500）及びこれらの電子納品を確認でき、特記仕様書どおりに当該業務の成果品が納められ、納品の際の検査にも合格していることから、発注者の要求を満たした成果品が納品されているとみなすべきであり、監督員（調査職員（県側の当該業務委託の担当者の意））が不適切な業務管理をしたことを見せる文書はなく、監督員が義務違反による懲戒処分を受ける事由は存在しないことはもとより、背任の罪に問われる事由もないとした実施機関の主張は、不自然、不合理とは言えない。

以上のことから、本件処分は妥当であると判断した。

(別 紙)
答申第209号

答 申 書

平成31年1月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成27年10月8日に、次の公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（公開請求に係る公文書の内容）

平成24年度犀川辰巳治水ダム建設事業貯水池地形図修正業務（以下「当該業務」という。）の特記仕様書で書かれていないことが実際の納品成果として認められており、逆に求められている修正後の平面図成果が認められていないとして、

- (1) このような成果品が納品検査に合格した理由のわかる公文書
- (2) 当該業務で不適切な業務管理をしたとしている監督員や検査員が背任の罪に問われないでいるのか、その理由のわかる公文書

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、平成27年10月22日に存在決定（以下「本件処分」という。）を行って、次のとおり公文書を保有していない理由を付して異議申立人に通知した。

（保有していない理由）

当該請求に係る公文書は、作成されていないため、存在しない。

3 異議申立て

異議申立人は、平成27年11月5日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 質問

実施機関は、平成30年7月23日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、質問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、請求内容に対応する文書の公開を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

(1) 当該業務の成果品が検査に合格した理由のわかる公文書

もし理由を記した公文書が不存在というのであれば、特記仕様書に書かれている内容の当該業務の成果品は存在しないことになる。しかし、現実には検査に合格し対価が支払われている。であれば、業務の検査やその後の会計検査で合格とした理由が存在しなければならない。

(2) 当該業務で不適切な業務管理をしたとしている監督員や検査員が背任の罪に問われないでいる理由のわかる公文書

もし、特記仕様書に書かれている内容を理解せずに検査や監督を行ったとすれば、当然公務員の服務規程に反するわけで、関係者は処分を受けなければならないが、そうしたことがないようなので、こうした場合に背任の罪に問われない理由があるはずである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

(1) 当該業務の成果品が検査に合格した理由のわかる公文書

成果品として納められている測量成果を確認したところ、特記仕様書で定められている報告書、平面図（1：2500）及びこれらの電子納品が納められている。そして、その報告書からは、特記仕様書で定める尾根や谷地形、窪み等の地形で大きく変化している箇所並びに定期横断測量以降に工事により地形が改変された箇所の横断測量及び標高測量が適切に行われたことが確認できる。また、平面図はこれらの測量成果を網羅的に用いて作成されている。よって、当該成果品は発注者の要求を満たしている。また、業務委託の検査において、その過程を記した文書を作成する仕組みはない。

したがって、異議申立人の求める公文書は作成されていないため、存在しない。

(2) 当該業務において不適切な業務管理をしたとしている監督員や検査員が背任の罪に問われないでいる理由

県職員が懲戒処分を受けるのは、「その職務を遂行するに当たって、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならぬ。」という義務に背いた場合等である（地方公務員法第29条）。

当該業務委託においては、上述のとおり発注者の要求を満たした成果品が納品されており、監督員（調査職員（県側の当該業務委託の担当者）のことと思われる。）が不適切な業務管理をしたという事実を記載した文書はない。よって、監督員が義務違反による懲戒処分を受ける事由は存在しない。

また、調査職員及び検査員が自己の利益を図る目的を持っていたともいえないため、背任罪に問われる事由もない。

したがって、異議申立人の求める公文書は作成されていないため、存在しない。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公開請求に対応する公文書の性格等について

当該業務の特記仕様書で書かれていなことが実際の納品成果として認められており、逆に求められている修正後の平面図成果が認められていないとして、

- (1) このような成果品が納品検査に合格した理由のわかる公文書
- (2) 当該業務において不適切な業務管理をしたとしている監督員や検査員が背任の罪に問われないでいるのか、その理由のわかる公文書

3 本件公開請求に対応する公文書の不存在について

- (1) 当該業務の成果品が検査に合格した理由のわかる公文書

異議申立人は、当該業務の成果品が特記仕様書どおりに認められていないとして、こうしたものが納品検査に合格した理由を記した公文書の公開を求めており、検査に合格し、対価が支払われているのであれば、業務の検査に合格した理由が存在しなければならないと主張している。

なお、当審査会は、異議申立人に対し、実施機関から提出された理由説明書の写しを送付し意見を求めたが、特段の意思表示はなかった。

当該業務の特記仕様書に書かれていなことが実際の納品成果として認められているとの異議申立人の主張については、実施機関の説明によれば、平成30年8月14日付けで当審査会が答申を行った事案【答申第206号（異議申立人の不服申立事案）】。

請求内容：当該業務について犀川辰巳治水ダム（以下「本件ダム」という。）から0.15km地点の測量成果のうち横断測量野帳計算書が含まれていないが、測量していないのであれば、その理由のわかる公文書、測量しているのであればその計算書】を指したものである。この中で異議申立人は、成果品の平面図では、本件ダムから0.15km地点で横断測量を行った位置を示す横断図があるにもかかわらず横断測量の測量データが成果品にない（特記仕様書で書かれていな測量成果のない横断図が認められている。）ため、横断測量を行っていないのであれば、地形が大きく変わった地点について測量をしなかつたことになり、その旨の打合せが実施された際の文書があるはずであると主張している。それに対し答申では、実施機関の説明によると護岸工事により地形が改変されたところは、左岸の法面部分であり、当審査会が犀川辰巳治水ダム建設事業辰巳ダム建設工事に係る工事完了後の写真を見分したところ、指摘のあった0.15km地点の左岸の法面の勾配は、工事完了後、0.10km地点と0.20km地点と同じような勾配になっていることが確認できることから、0.10kmと0.20km地点で横断測量を実施すれば、0.15

km 地点の横断測量を実施しなくても貯水容量算出結果に著しい影響が生じないと考え、 $0.15 km$ 地点の横断測量は実施していないとした実施機関の説明に不自然な点は見られないこと、また、当該業務の仕様書には、成果品について横断測量を測量しない箇所の理由を求める旨の記述が見当たらなかったことから、異議申立人が公開を求める測量をしていない理由のわかる文書が存在しないとした実施機関の主張は、不自然、不合理とは言えないとしている。

次に、当該業務の成果品として求められている修正後の成果品が納められていないとの異議申立人の主張については、実施機関の説明によれば、平成29年12月26日付で当審査会が答申を行った事案【答申第203号（異議申立人の不服申立事案）。請求内容：当該業務の測量成果である平面図において等高線の交差した地点の下流側に暗渠の出入り口を示す半円形の記号が書かれており、出口がどこにあるか確認できる公文書と何の目的で作られた暗渠なのかわかる公文書】を指したものである。この中で異議申立人は、測量成果の平面図に暗渠の出入り口を示す半円形の記号が書かれているのに暗渠構造物を造成した根拠がない（求められている暗渠にかかる成果品が修正後の平面図成果として納められていない。）ことはあり得ないと主張している。それに対して答申書では、異議申立人が測量成果と主張する平面図については、実施機関は、作成途中の図面データを異議申立人の求めに応じ情報提供したものであると説明しており、当審査会が見分した当該業務の仕様書には、異議申立人が依拠している図面データは測量の成果として記載されておらず、県が受領している当該業務の成果品である平面図（PDF）には、異議申立人が主張しているような暗渠とみられる箇所は確認できないことから、工事において、そのような構造物を築造したことはないので、異議申立人が求める公文書は存在しないと述べている実施機関の主張は不自然、不合理とは言えないとしている。

当審査会で当該業務の成果品を見分したところ、特記仕様書で定められた報告書、平面図（1:2500）及びこれらの電子納品を確認できた。また、当該業務にかかる検査復命書を見分したところ、「設計図書に基づき、成果品を検査したところ、適正に執行しており、業務の完了と認める。」と書かれた完了検査の合格を確認できた。加えて、業務委託の検査において、その過程を記した文書を作成する仕組みはないと実施機関は述べている。以上により、当該成果品は発注者の要求を満たしており、異議申立人が存在すると主張する公文書は作成されていないため、存在しないとした実施機関の主張は、不自然、不合理とは言えない。

（2）当該業務において不適切な業務管理をした監督員や検査員が背任の罪に問われていない理由

異議申立人は、当該業務の成果品が特記仕様書どおりに納められていないとして、特記仕様書に書かれている内容を理解せずに納品検査に合格させたとすれば、監督員や検査員が背任の罪に問われていない理由があるはずであると主張する。

なお、当審査会は、異議申立人に対し、実施機関から提出された理由説明書の写しを送付し意見を求めたが、特段の意思表示はなかった。

しかしながら、前述のとおり当審査会で当該業務の成果品を見分したところ、特記仕

様書で定められた報告書、平面図（1：2500）及びこれらの電子納品を確認でき、特記仕様書どおりに当該業務の成果品が納められ、納品の際の検査にも合格していることから、発注者の要求を満たした成果品が納品されているとみなすべきであり、監督員（調査職員（県側の当該業務委託の担当者の意））が不適切な業務管理をしたことを窺わせる文書はなく、監督員が義務違反による懲戒処分を受ける事由は存在しないことはもとより、背任の罪に問われる事由もないとした実施機関の主張は、不自然、不合理とは言えない。

以上のことから、本件処分は妥当であると判断した。

4 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

5 付言

本件において、異議申立てから諮問まで約2年8カ月が経過しており、実施機関にあつては、今後、速やかな対応が求められる。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成30年7月23日	○諮問を受けた。（諮問案件河第427号）
平成30年8月22日	○実施機関（土木部河川課）から理由説明書を受理した。
平成30年8月27日	○異議申立人に理由説明書を送付し、意見書の提出を求めた。
平成30年10月15日 (第296回審査会)	○事案の審議を行った。
平成30年11月20日 (第297回審査会)	○事案の審議を行った。